

令和５年度第７回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和５年９月２６日（火）

（豊岡市役所本庁舎大会議室）

議事日程

令和５年９月２６日 午後１時３０分開会

諸 報 告

日程第１ 議事録署名委員の指名

７番 桑 田 均 委員

８番 瀧 下 康 徳 委員

日程第２ 会期の決定 ９月２６日 １日間

日程第３ 報告第８号 豊岡市農地法施行規程の一部を改正する規程制定について

日程第４ 報告第９号 農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第５ 報告第１０号 農地法第５条第１項第１号の規定による届出書受理について

日程第６ 報告第１１号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出書受理について

日程第７ 第３０号議案 農地法第３条の規定による許可申請審議について

日程第８ 第３１号議案 農地法第５条の規定による許可申請審議について

日程第９ 第３２号議案 農地法第５条第１項第７号の規定による協議について

日程第１０ 第３３号議案 農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第１１ 第３４号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第２条第１項の規定に基づく農地改良届出書受理について

日程第１２ 第３５号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第１３ 第３６号議案 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第１４ 第３７号議案 令和５年度豊岡市農政等に関する意見について

日程第１５ 第３８号議案 豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

出席委員（１８名）

１ 番 平 峰 英 子

２ 番 尾 藤 光

３ 番 仲 川 弘 之

４ 番 西 沢 泰 裕

５ 番 霜 澤 良 雄

６ 番 宮 岡 正 則

７ 番 桑 田 均

８ 番 瀧 下 康 徳

９ 番 大 谷 均

１１ 番 田 中 竹 治

12 番 石 原 章 二
14 番 原 清 美
16 番 鳥 尾 勝
18 番 井 谷 勝 彦

13 番 早 水 博 子
15 番 和 田 茂 孔
17 番 高 尾 利 美
19 番 村 田 憲 夫

欠席委員（1名）

10 番 川 崎 重 雄

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一
主幹兼係長……………山 澤 大 作

事務局次長……………兼 井 伸 二
主 査……………西 田 弥

午後1時30分開会

会長挨拶

○議長（村田 憲夫） みなさんこんにちは。今日は第7回月例総会ということでご参集していただき、ありがとうございます。連日連夜、猛暑が続いて暑かったなあというような状況でしたけれども、やっと彼岸を過ぎてちょっと涼しくなったかなというところですよ。稲刈りもほぼほぼ終わって、まだちょっと遅いものが少しあるかなというような状況です。ただ作柄が悪かった。品質はもちろんですけども、水稻の方でもやはり品質と収穫が悪かった。もちろん野菜に関しては相当悪かったと聞いております。ただ、心配されることはやはり肥料とか資材の高騰、また収穫も少なく、だいぶ打撃を被っていますので、やめるとなったら耕作放棄地ができるんじゃないかなということは考えますし、農地パトロール等におきまして、早めに地域の方とかに耕作放棄地が増えないような連携をとっていただきたいと思います。

今日の総会の議案書に令和5年度豊岡市農政等に関する意見書を審議していただきます。昨年はいっぱい書いて市長の方から多いと言われましたので、今年は5項目に絞って、その中でも要件を絞って簡潔明瞭にということでまとめていただきました。意見書をまとめていただいた委員の方、ありがとうございました。この後、市長に意見書を提出いたします。それが終わりますと農林水産課の部長とか課長と色々な意見等とすりあわせを行います。その時に色々な意見を言っていただいたらいいと思います。それと、多くの委員と推進委員の方に意見をまとめていただき、提出いただき本当にありがとうございました。お礼申し上げます。

それではこの後、議案書の慎重審議のほどよろしくお願いします。

○議長（村田 憲夫） 本日は多くの案件を抱えていますので、委員の皆様、事務局の皆さん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

諸報告

○議長（村田 憲夫） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。 10番 川崎委員が欠席です。以上通告を受けています。

行政報告

○議長（村田 憲夫） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（村田 憲夫） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただ今から第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件5件、許可申請案件5件、証明案件1件、届出書受理案件1件、協議案件4件、合計16件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（村田 憲夫） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

7番 桑 田 均 委員

8番 瀧 下 康 徳 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（村田 憲夫） 日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第７回農業委員会総会（定例会）は、本日１日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって第７回総会（定例会）は、本日９月２６日の１日間と決定しました。

豊岡市農地法施行規程の一部を改正する規程制定について

○議長（村田 憲夫） 日程第３、報告第８号「豊岡市農地法施行規程の一部を改正する規程制定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第８号「豊岡市農地法施行規程の一部を改正する規程制定について」の報告事項を終わります。

農地法第１８条第６項の規定による通知について

○議長（村田 憲夫） 日程第４、報告第９号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について

○議長（村田 憲夫） 日程第5、報告第10号「農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号「農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出書受理について

○議長（村田 憲夫） 日程第6、報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第30号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 付議事項に入ります。日程第7、第30号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、１７番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 去る９月１２日、１８番 井谷委員、事務局２名、１７番 高尾、４名で現地を確認にまいりました。事務局の説明のとおりで特に付け加えることはありません。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第３０号議案「農地法第３条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第３１号議案、農地法第５条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第８、第３１号議案「農地法第５条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、日高地域の現地調査の調査員を代表して、１７番 高尾委員、お願いします。
○現地調査員（高尾 利美） 同じく９月１２日、１８番 井谷委員、事務局２名、そして高尾と４名で現地を確認にまいりました。事務局の説明のとおり、特に付け加えることはありません。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第３１号議案「農地法第５条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第３２号議案、農地法第５条第１項第７号の規定による協議について

○議長（村田 憲夫） 日程第９、第３２号議案「農地法第５条第１項第７号の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、１７番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 同じく９月１２日、１８番 井谷委員、事務局２名、そして高尾の４名で現地を確認にまいりました。事務局の説明のとおり、特に付け加えることはありません。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第32号議案「農地法第5条第1項第7号の規定による協議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第33号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（村田 憲夫） 日程第10、第33号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

日高地域の現地調査の調査員を代表して、17番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 同じく9月12日、18番 井谷委員、事務局2名、そして17番 高尾の4名で現地を確認にまいりました。事務局の説明のとおり、特に付け加えることはありません。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第33号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第34号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（村田 憲夫） 日程第11、第34号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

出石地域の現地調査の調査員を代表して、17番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 9月12日、18番 井谷委員、事務局2名、17番 高尾、4名で現地を確認にまいりました。事務局の説明のとおり、特に付け加えることはありません。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第34号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第35号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（村田 憲夫） 日程第１２、第３５号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第３５号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第３６号議案、農用地利用集積等促進計画に係る意見について

○議長（村田 憲夫） 日程第１３、第３６号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

よって、第36号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「異議なし」として、公益社団法人ひょうご農林機構豊岡農地管理事務所長へ意見書を提出します。

第37号議案、令和5年度豊岡市農政等に関する意見書について

○議長 (村田 憲夫) 日程第14、第37号議案「令和5年度豊岡市農政等に関する意見書について」を議題とします。

事務局、説明願います。

○事務局 (兼井 伸二) 39ページをご覧ください。令和5年度豊岡市農政等に関する意見書についてご審議いただきます。

意見書の作成にあたり、農地対策委員会意見書検討部会、項目別検討会、役員会兼正副部会長会をそれぞれ開催させていただきました。委員の皆様にはご協力いただきありがとうございました。

それでは、意見書の取りまとめの代表をしていただきました農地対策委員長意見書検討部会部会長の高尾委員から一言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○17番 (高尾 利美) ここ数日秋めいてまいりまして、ススキや萩、そして曼珠沙華など咲きはじめ、草木を目にするとホッとした顔に見えてきます。7月の上旬から農業委員、推進委員の方にたくさんの意見をいただきありがとうございました。8月20日過ぎから各項目の検討委員会を持っていたき、9月には役員会等で検討してまいりました。その文書がここに添付しているものなんですけれども、今日ご確認いただいて、10月6日には市長へ提出してまいりたいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○事務局 (兼井 伸二) 皆様から提出して頂いた意見を基に、項目別の検討会等で検討、調整を加えて頂きました。今年度の意見書の各項目は、内容を一本に絞り込み作成して頂きました。全ての意見が記載されている訳ではありませんが、頂いた貴重なご意見は来年度以降も引き続き検討していくということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、内容につきまして音読をもって提案とさせていただきます。

まず40ページの「はじめに」、は事務局から音読させていただきます。

はじめに。新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けされ、通常の生活に戻りつつあ

りますが、いまだ対策を行いながらの日常生活が続いています。

世界経済は、長引くコロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻により穀物輸出が滞り、日本国内では、石油や天然ガスの高騰が私たちの生活に打撃を与えています。

全国的には、農業従事者の減少、農業生産基盤の脆弱化、コロナ禍を契機とした生産・消費の変化などに直面しています。

今年の農作物の生育は、異常気象による雨不足により、品質低下の上、大幅な収穫減と厳しい状況となり、地域農業の危機は増大しました。

本市におきましては、「みどりの食料システム戦略」による農薬や化学肥料に頼らない環境に優しい農業を通じ、「食」の安全・安心を守るため、有機農業や環境創造型農業に地域ぐるみで取り組む「オーガニックビレッジ」が宣言されました。

農業委員会は、守るべき農地の最適化に向け、農地は農地として次世代に引き継ぐため地域に根ざした活動を行っています。

また、令和5年度より本市においても「地域計画」策定の取り組みが始まり、これまで守ってきた農地を、将来にわたって確実に利用し、次世代に引き継ぐため、具体的な地域での話し合いが進められています。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員も地域に入り、地域の皆さんと将来を見据えた「目標地図」の素案作りに積極的に取り組んでいきます。

農地を集積・集約する担い手や地域特産品を生産する副業的農家など、持続可能な農業経営体が農地を担っていけるよう、各施策を進めていく必要があります。

本年度の意見書は、5項目に大分類で集約しました。

令和6年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、本市の農地等の利用最適化に向けた施策に反映されるよう意見書を提出します。

41ページ以降の項目本文につきましては、項目ごとに代表委員からそれぞれ音読をお願いします。

○3番（仲川 弘之） 1 遊休農地の発生防止及び解消。農地は多様な農産物を供給する基盤であるとともに、防災や自然環境形成の役割を果たしており、安定的な利活用と保全が重要です。

今後、収益性の高い農業を持続的に展開するためには、担い手などの所有する大型機械の作業効率化のため農地の再整備が急務であり、市、県が一体となって一層推進されたい。

また、中山間地では小規模農家や高齢者が地域の担い手となり農地を守っていますが、遊休農地の増大は益々深刻になってきます。

地区での話し合いにより守るべき農地を決め、地区で管理が出来る体制づくりや支援策について検討されたい。

○9番（大谷 均） 2 担い手の育成と支援。農業者の高齢化と後継者不足の現状において、今後さらに農業者の減少が危惧される中、農地や地域農業を守るだけでなく、積極的に農業振興を図るためには多様な担い手を育成し、支援することが重要です。

農業スクールの継続実施により、担い手の確保・育成は勿論ですが、卒業後のフォローアップがより大切であり、若手農業者が事業をスムーズに軌道に乗せられるよう技術指導を含めた支援を一層充実されたい。

また、担い手農家や農業組織においては、最新情報の提供、技術研修の実施とともに意見交換の機会を提供し、農業者として一体感の醸成を図るとともに、集落営農組織の育成指導に取り組まれない。

さらに、担い手の視野を広げ、より多くの農業者が経営能力の向上を図ることが極めて重要であり、県が実施している農業MBA塾のような農業経営塾を本市においても是非実施されたい。

○1番（平峰 英子） 3 地域を支える農政。地域計画策定にあたり、地域農業の将来を考えると多くの課題があります。

また、農業行政に関心のない農会長も多く、農業施策に対する意識にも差が生じています。地域の話し合いは、農会長、区長、多面的機能支払交付金制度の活動組織、土地改良区等の関係機関が一丸となつての取り組みが必要です。

そのため、地域や関係機関への地域計画の必要性や事業の進め方等の研修会を開催するなど、一層の周知を図られたい。

また、地域計画がスムーズに進められるよう、引き続き地域計画と連携する補助事業等の必要な情報提供に努められたい。

○15番（和田 茂孔） 4 有害鳥獣の被害防止対策の強化。中山間部では、シカやイノシシ等の有害鳥獣被害が農業者の耕作意欲を阻害する要因であり、電気柵、ワイヤーメッシュ等の防護柵設置費用及び維持管理は大きな負担となっています。

こうした中、遊休農地発生防止の観点からも、被害防止のための維持管理の負担が比較的容易な金網柵設置に関わる補助率の引き上げや、更新時期の短期化などを検討されたい。

60歳以上の自給農作物栽培者向けの鳥獣害防護柵設置費用の補助についても、対象者や助成条件の緩和、予算規模の大幅な拡大を検討されたい。

さらに、シカ、イノシシ等の個体数減少のため、一斉駆除や集落ごとの捕獲檻の新設等、捕獲体制を一層強化されたい。

○4番（西沢 泰裕） 5 環境にやさしい農業の推進及び地産地消と食農教育。有機農業の推進に向けた目標や方針を定めた「豊岡市有機農業実施計画」の策定や、農薬や化学肥料を使わない有機農業を推進するための「オーガニックビレッジ宣言」は、的を射た取り組みです。

今後は、有機農業の産地形成や多様性に配慮した「コウノトリ育む農法」のさらなる普及拡大、そして、学校給食の食材提供へ繋がるような体制づくりを検討されたい。

有機農業は、農業者にとってとりわけ雑草対策が重労働であり健康被害のリスクを抱える作業です。また、作業負担の軽減は、課題である作付面積の拡大にも繋がってきます。

については、「環境創造型農業」を推進するにあたり、自走式除草機の購入助成制度や草

刈り応援隊（仮称）の創設、食農教育を通じて郷土愛の醸成を図るなど、豊岡ブランドの付加価値をより一層高めるための取り組みを推進されたい。

○事務局（兼井 伸二） 以上が意見書の内容です。なお、本日以降に修正を必要とするときは、その修正を会長に一任していただきたく考えております。事務局からの説明は以上です。

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番 原委員。

○14番（原 清美） 5番のところ、今後はのところに有機農業の産地形成やのあとに生物と入れていただけますか。生物多様性と。

○議長（村田 憲夫） 5番で、今後は、有機農業の産地形成や生物多様性、生物を入れたらいいんですね。

○14番（原 清美） そうです。

○議長（村田 憲夫） 西沢委員、生物入れてもいいですか。

○4番（西沢 泰裕） 落していました。

○議長（村田 憲夫） はい、分かりました。

○議長（村田 憲夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第37号議案「令和5年度豊岡市農政等に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時20分）

（再開 午後2時25分）

○議長（村田 憲夫） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

第38号議案、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用集積計画の変更申請に対する意見について

○議長（村田 憲夫） 日程第15、第38号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用集積計画の変更申請に対する意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

【農林水産課説明】

○議長（村田 憲夫） 以上、事務局、農林水産課の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番 西沢委員。

○4番（西沢 泰裕） 77ページの除外24、竹野町二連原ということで近代化困難ということで、この写真見て、ちょっと説明しないと、なんでこれ近代化困難かという納得がいかないと思うんですけど。一言あったほうが、お願いします。

○農林水産課（水谷 東洋） ご意見ありがとうございます。それでは76ページをご覧くださいませでしょうか。76ページの右半分の上段については現況の説明をさせていただいています。少し読ませていただきます。①番のところです。申請地は、道路や宅地に面しておりまして、農用地区域の畑地となっています。農用地の要件を満たしておらず、周辺の状況から今後の近代化が困難な農地であるというのが現状でした。考え方としては、現に耕作できるかできないかというところがポイントの一つにはなるんですけども、77ページの図面をご覧くださいませとお分かりになりますように、ピンク色で網掛けをしています対象の農地ですが、周辺の黄色で塗っている同じく農用地区域と連たんしていない、繋がっていないというのが一つの部分です。また、東側に農用地が存在するんですけども、対象の農地との間には4メートルから5メートルの法面があり、水利の面においてもこちらも影響がない関係にあります。農用地を農用地として指定する場合には、そもそもどういう要件なのかというところでは、ホッチキス止めの資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。3ページの一番上の部分をご覧くださいませでしょうか。四角で囲ってある部分です。農用地区域の設定基準（農振法第10条第3項）、以下①から⑤のいずれかに該当する場合に農用地として指定するという決まりがあります。このうち、申請の農地についてはご覧のとおり、10ヘクタール以上の集団的に存在する農地ではありません。該当するのは⑤番、地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要な土地として、これまでは農用地の指定をしてまいりましたが、この度集落の方から農業上の利用を確保する、つまり担い手が担っていく農地として

は、集落としては考えていないので除外をしてほしい。ここを今後近代化、つまりは場整備を行っていくという考えはない。その見込みもないので除外をしてください、という要望をいただいたので審査をさせていただいたという理由になります。こうした飛び地のような農地が引き続き農用地として存在していくにあたっては、３ページに記載しています農用地の要件①から⑤のいずれかを満たす必要があるわけですが、集落からの要望に基づきますと①から⑤のいずれにも基づかない形になるので除外の変更案とさせていただいているという経緯になります。補足の説明は以上です。

○４番（西沢 泰裕） ご丁寧な説明、ありがとうございました。

あと１点、６５ページの除外１８、ここも近代化困難という除外の事由ですが、写真の中にすでに鉄塔がアンテナが建っているわけですけど、これが建つことによって近代化困難の道を進んでしまったんじゃないかという憶測があります。一言。

○農林水産課（水谷 東洋） ご意見ありがとうございます。ご指摘の点は、その経過を辿る農地もあればそうでない農地もあると思いますので、一概にご返答はしかねる状況です。

○４番（西沢 泰裕） 場所的に一辺が山林に面しているその続きの場所というのも、近代化困難の方に向かって行ってしまったのかなど。言われるとおりの、全部が全部鉄塔が建つことによって荒れてしまうのではなくて、こういう場合もあるということによろしいですね。

○農林水産課（水谷 東洋） はい。

○議長（村田 憲夫） ほかにありませんか。

○議長（村田 憲夫） 農業委員さんでご意見がありましたらお願いします。

お諮りします。西沢さんの意見がありましたので今の意見を市長に提出してもよろしいでしょうか。

回答をいただいたのでそれでいきたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第３８号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用集積計画の変更申請に対する意見について」は、先の意見を付して市長へ意見書を提出します。

閉会

○議長（村田 憲夫） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和5年度第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。
午後3時00分閉会